

「笑いと感動のまちづくり事業」補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、笑いと感動のまちづくりを目的に実施される事業に対して交付される補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 笑いと感動のまちづくり実行委員会は、お笑い感動による地域の活性化に寄与する活動を行っている個人・団体等が行う非営利の事業に対し、補助金を交付するものとする。

- (1)お笑い感動のまちの実現に寄与すると判断される事業
- (2)その他、実行委員会が特に認めた事業

(補助金の額)

第3条 補助金の交付限度額は支援を受ける内容に応じて、補助対象事業経費の二分の一以内(但し、金銭的な支援と開催サポートの両面の支援を受ける場合は四分の一以内)、限度額を10万円(両面支援の場合は5万円、但しいずれも千円未満は切り捨てる)までとし、事業内容、規模等を検討し審査委員会で決定するものとする。

この場合、補助対象事業経費とは、食糧費や備品購入費を除外した事業費をいう。

(補助金の交付の請求等)

第4条 補助金の交付を希望する団体は、前もって事業計画書及び予算書等を事務局に提出しなければならない。

- 2 事業計画書を受理後、事務局は速やかに審査し、交付額を決定するものとする。
- 3 事業実施団体は、事業完了後速やかに、実施報告書、決算書等を事務局に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定・条件)

第5条 事務局長は補助金の交付の申請があったときは、速やかに実行委員会内に設置する審査委員会に諮り、当該申請に係る書類の審査及びヒアリング等により、趣旨、内容、実施方法などを検討し、補助事業として適正と判断されたときは、速やかに申請者に対して決定通知を行うものとする。

- 2 審査委員会は、実行委員会会長が実行委員会から指名した審査委員5名をもって構成され、委員のうち3名以上の承認が得られれば補助金の交付を決定できる。
- 3 補助対象として承認を受けた事業を行う者は、告知資料あるいは案内看板等に「笑いと感動のまちづくり補助事業」と表記しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会で協議し、決定する。

(事務局)

第7条 笑いと感動のまちづくり実行委員会事務局は、岐阜市商工観光部観光コンベンション室内に置くものとする。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。